

一般社団法人 埼玉県LPガス協会

新型インフルエンザ等対策業務計画

第1章 総則

第1節 業務計画の目的

この業務計画（以下、「計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項に基づき、一般社団法人埼玉県LPガス協会（以下、「県協会」という。）の業務に関し、新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法、実施体制等、新型インフルエンザ対策等の実施に関し必要な事項を定めたものである。

第2節 業務計画の基本方針

計画の策定に当たっては、次の2点を基本的な考え方とする。

- ア 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に抑える。
- イ 県民の生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

第3節 業務計画の運用

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

第4節 実施体制の整備

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、状況の変化に即応した体制を定めておく。

<発生段階の分類>

時期区分	発生段階	状 態
準備期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
初動期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
対応期1	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
対応期2 対応期3	県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
対応期4	小康期	新型インフルエンザ等の患者の数が減少し、低い水準でとどまっている状態

第5節 関係機関との連携

特措法においては、第9条第2項第3号により、関係機関との連携を計画において定めることとされていることから、平素から、県、関係機関等と連携を図る。

第6節 情報収集・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、各発生段階に応じて積極的に情報収集し、事業所内の従業員において発生前から共有を図る。

第7節 予防・まん延防止

日頃より、予防・まん延防止の目的は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことにより体制の整備を図るための時間を確保することであり、さらに流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることであることを認識し、対策の準備を行う。

第8節 対策に関する備え

発生初期から必要となるマスクや消毒用アルコールの備蓄を進める。

特措法第28条に基づく特定接種の対象となり得る機関にあっては、事前に接種の優先順位を機関内で決定しておく。

第2章 各段階における対策

第1節 未発生期（準備期）

（1）目的

新型インフルエンザはいつ発生するかわからないことから、平素から発生に備えて体制の整備を行うとともに、訓練の実施、人材の育成又は備品の備蓄等、事前の準備を推進する。

（2）体制

各発生段階における体制を整備し、必要に応じて見直していく。

（3）情報収集・共有

国が提供を行う新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合に対策について情報を収集し、必要に応じ会員に周知する。

（4）予防・まん延防止

ア 個人における対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

イ 自らの発症が疑わしい場合、帰国者・接触者相談センターに連

絡し、指示を仰ぎ、感染を広げ無いように不要な外出を控えるとともに、マスクの着用等の咳エチケットを行うことについて理解促進を図る。

(5) 業務継続等の準備

ア 県協会は、新型インフルエンザ等の発生に備え、事務局における感染予防、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する。

イ 県協会は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

ウ 県協会は会員に、新型インフルエンザ等に対する事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定し、必要に応じて見直すよう周知する。

(6) 教育・訓練

新型インフルエンザ等の発生時にLPガス安定供給確保のため、会員に対して危機意識の向上に必要な教育及び訓練等を実施する。

第2節 海外発生期（初動期）

(1) 目的

国内での発生に備えて情報収集体制を強化し、県内発生に備えて体制の整備を行う。

(2) 体制

ア 内閣総理大臣が、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合、県協会は埼玉県LPガス新型インフルエンザ等対策本部（以下「県協会対策本部」という。）を設置する。

イ 県協会対策本部では会長を本部長とし、本部長に事故ある時にはあらかじめ定められた順位より副会長が本部長代行となる。

(3) 情報収集・共有

ア 政府対策本部のほか、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）から感染情報等の対策に必要な情報の収集に努め、必要に応じて会員に周知する。

イ 県協会対策本部は、事務局内における海外渡航者、海外渡航計画者の把握に努める。

(4) 予防・まん延防止

ア 海外渡航者の健康状態に注意するとともに、海外からの来所者との接触については十分に注意する。

イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける

等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えるとともに、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について特に徹底を図る。

- (5) 事業継続等の準備
計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。

第3節 国内発生期（初動期、対応期1）

- (1) 目的
県内発生に備え、海外発生期の対策を継続する。
- (2) 体制
海外発生期の体制を継続する。
- (3) 情報収集・共有
海外発生期の対策を継続する。
- (4) 予防・まん延防止
海外発生期の対策を継続する。
- (5) 事業継続対策等の準備
県内発生危険性を特に意識し、計画に基づいて事業継続に向けた対策の準備を行う。

第4節 県内発生早期（対応期1）

- (1) 目的
県内での感染拡大をできる限り抑えるとともに、県内感染拡大期への移行に備えた準備を行う。
- (2) 体制
 - ア 国が国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、特措法に基づき、県対策本部長から要請、指示が発せられることも考慮し、円滑に県内感染拡大期の体制に移行できるよう準備を進める。
 - イ 県知事が新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるとする時、職員の派遣を要請されるので、これに協力する。
(法第43条)
- (3) 情報収集・共有
迅速、確実な対策の実行のために、政府対策本部や県対策本部が発表する情報を収集し、県協会対策本部で共有するとともに、必要に応じ会員に周知する。

- (4) 予防・まん延防止
 - ア 感染予防策の徹底を図る。
 - イ 県協会は、会員又はその家族等の新型インフルエンザ等感染状況等について把握するよう努める。
 - ウ 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診を指示する。
- (5) 事業継続対策の実施
 - 県協会は会員と連携し、LPガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においてLPガスを安定的にかつ適切に供給するために必要な措置を講じる。(法第52条)
- (6) 県対策本部長の総合調整及び指示
 - 県対策本部長は、対策を的確かつ迅速に実施するため総合調整を行うので、これに協力する(法第24条)。
- (7) 応援の要求
 - 新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があるときは、指定地方公共機関の長又は地方公共団体の長に対して、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める(法第27条)。

第5節 県内感染拡大期(対応期2、対応期3)

- (1) 目的
 - 感染拡大を止めることは困難であることから、対策の主眼を感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。また、LPガスの供給について会員と連携し、社会・経済機能の維持を図るための対策を実施する。
- (2) 体制
 - 県協会対策本部体制を継続する。
- (3) 情報収集・共有
 - 政府対策本部、県対策本部、その他関係機関等から公表、提供される関連情報を収集し、県協会対策本部で共有するとともに、必要に応じ会員に周知する。
- (4) 予防・まん延防止
 - ア 職員等に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等の確実な実施を徹底する。
 - イ 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防対策の徹底を要請された場合、この要請に協力する。その他、特措法に

基づき要請される対策について、協力する。

(5) 事業継続対策の実施

職員等の罹患状況等を確認し、事業継続に不可欠な重点業務への重点化を図る等必要な対策を実施するとともに、会員と連携しLPガスの供給途絶の事態が生じないように、事業の継続に努める。

第6節 小康期（対応期4）

(1) 目的

社会・経済機能を図るため、流行の第二波に備える。

(2) 体制

国から緊急事態宣言の解除等が発表された場合には、県協会対策本部の体制について必要な見直しを行う。

(3) 情報収集・共有

国内、県内の感染状況に注意し、職員等の感染状況を把握し、県協会対策本部で共有するとともに、必要に応じ会員に周知する。

(4) 予防・まん延防止

流行の第二波に備え、市町村が行う予防接種には積極的に対応する。

(5) 縮小・中止業務の再開

これまで縮小・中止していた業務を感染状況等に合わせて再開していく。